

	研究開発・知財戦略・標準化戦略の 一体的推進 大学等の知的財産活動の活性化	大学等の優れた知的財産の 創造及び活用	大学等発知的財産権の積極的活用 知的財産関連人材の積極的育成・確保	
<ul style="list-style-type: none"> 機関帰属の原則 知的財産管理部門の整備 大学等における内部規定の整備 特許の機能強化と設置の促進 特許版ガイドライン条項の適用の 大 知的財産情報を活用した戦略的 研究開発 特許出願・維持費用のための予 の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・機関帰属の原則への移行とそのための体制整備 ・民間企業等との共同研究等におけるルールの明確化 ・大学知的財産本部とTLOの連携強化 ・TLO支援の充実(スーパーTLO)とTLO間の連携強化 ・知的財産の面からの研究者、大学等の適正な評価 ・大学等発ベンチャーの促進 ・大学等の研究者に対する産業財産権情報の提供 ・特許出願・維持費用の確保(共同研究等の間接経費を充当) 	<ul style="list-style-type: none"> ・機関帰属の原則とその対象拡大(発明及びそれに類するもの) ・大学知的財産ポリシーの明確化 ・研究者流動化に配慮したルールの明確化 ・産学官連携に関する知的財産ルールの整備(不実施補償、営業秘密、学生の取扱い、利益相反) ・大学における知的財産に関する総合的な体制の整備 ・研究における特許発明の使用の円滑化 ・国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得 ・特許電子図書館の機能の向上 ・知的財産の取得費用の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学知的財産本部・TLOの契約運用を柔軟化 ・不実施補償契約の柔軟性の確保 ・共同研究における学生の位置付けの明確化 ・利益相反の基準の明確化 ・紛争処理の体制整備の支援 ・研究における特許発明の使用を円滑化 ・大学発ベンチャーにおける知的財産権の円滑な活用 ・特許情報へのアクセス機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・機関帰属原則の採用(93%、公私立大学等:2) ・43の大学において「大部整備事業」を実施 ・知的財産ポリシー、ルール整備 ・「大学等における営業作成のためのガイドラ ・大学等の国内特許出願 施料収入1.7倍(2002年) ・41機関の承認TLO、6機 (2005年9月) ・大学知財管理・技術移 大学技術移転協議会 ・国の委託研究開発のE ドール制度採用率94% ・大学発ベンチャーの設 社(2004年度末時点) ・特許情報と科学技術文 合検索システムの整備 ・「競争的資金の間接経 る共通指針」の改正(2
<ul style="list-style-type: none"> 情報通信分野における国際標準 取得 先端技術分野における知的財産 制の整備 速・的確な特許審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発、知的財産権取得、標準化の一体的な推進 ・産学官連携による戦略的な国際標準化活動の強化 ・特許法の制度・運用の見直し(新規性喪失の例外、国内優先権) 		<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子治療・再生医療の特許制度の調査、整備 ・特許制度の手續等の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・「標準化に伴うパテント 等に関する独占禁止法 (2005年6月公表) ・医療関連の特許審査基 (2003年8月、2005年4
<ul style="list-style-type: none"> 大学における知的財産教育の推 知的財産に関する専門家人材の 成 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産に関する大学院、大学、学科等の設置の推進 ・MOT教育プログラムの促進 ・標準化に関する人材育成の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産関連人材の育成(知的財産関連人材を質量ともに充実するための方策) 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産人材育成総合戦略の策定 ・知的財産に関する高度な専門人材、実践的な実務家の育成 ・知的財産学の整備・発達 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産専門職大学 学、大阪工業大学、200 ・約4,000人のMOT人材 (2005年1月)
			<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特色ある知的財産の創造 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による知